

受付番号第 号

## 第 26 回 久米島まつり出店申込書（同意書）

令和 8 年 月 日

久米島まつり実行委員会  
実行委員長 桃原 秀雄 殿

下記のとおり出店申込致します。

事業所	
代表者	
所在地	久米島町字
連絡先	電話 携帯
出店項目	飲食 ・ ゲーム ・ 物販
取扱品目	※（取扱品目は、詳細に記入下さい）
出店料金	基本料金 35,000 円 ・ テントレンタル利用 45,000 円
テントの大きさ	
キッチンカー	使用 （ 有 ・ 無 ）
簡易営業許可証	飲食 ・ 喫茶 ・ （ ）

\* この申込書に記入し、知り得た個人情報については久米島まつり及び久米島商工会事業に関係することのみに使用することを同意します。

久米島まつり実行委員会

実行委員長 桃原 秀雄 殿

## 誓 約 書

私は、第26回久米島まつり出店要綱を遵守することを誓約いたします。

出店要綱に違反した場合には、速やかに店舗を撤去し出店料の返金を求めません。

- (1) 出店業者は、指定された場所を他人に転貸し、又は目的外に使用してはならない。
- (2) 出店業者は、指定された場所以外で商行為を行ってはならない。
- (3) 出店区画は、原則として 3間×4間 (5.4m×7.2m) を基準とし、設営・撤去も指定された日に指示通り行うこと。テントは、指定された場所に設営すること。
- (4) 出店料は中止の場合を除き、如何なる理由があっても返還はしない。
- (5) 各自ゴミ箱を設置し、店舗内の後片付け及び周辺清掃も責任を持って行うこと。
- (6) 飲食出店事業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- (7) 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外で行うこと。品物の搬入、搬出時以外は会場内の駐車を禁止とする
- (8) 青少年育成の保護の立場から、未成年者へのビール等の酒類の販売及びまつり終了時間を厳守すること。
- (9) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- (10) 万一盗難等及び食中毒等不測の事態が生じた場合、実行委員会は一切責任を負わない。
- (11) その他、この要綱に規定されていない事項及びまつり実行委員会から注意等があった場合には、速やかに指示に従うこと。

令和8年 月 日

住 所：久米島町字 \_\_\_\_\_

事業所： \_\_\_\_\_

代表者： \_\_\_\_\_ (印)